

指定障害児通所支援事業者等に対する行政処分について

市内の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、就労継続支援B型事業所に対して実施した実地検査(監査)の結果、違反事実が確認されたため、行政処分を行うもの。

1 対象法人

法人名:エイ・エス・カンパニー株式会社
代表者:堀内亨 代表取締役
所在地:長野市青木島町大塚836番地8

2 対象事業所

(1) インフィニティ

サービス:児童発達支援、放課後等デイサービス(定員計 10 名)
所在地:長野市青木島一丁目 12 番地1 1階

(2)インフィニティ学習塾(以下、「学習塾」という)

サービス:児童発達支援、放課後等デイサービス(定員計 10 名)
所在地:長野市青木島一丁目 12 番地1 2階

(3)インフィニティスクール(以下、「スクール」という)

サービス:児童発達支援、放課後等デイサービス(定員計 10 名)
所在地:長野市青木島一丁目 12 番地1 3階

(4)インフィニティジョブズ【放課後等デイサービス】(以下、「ジョブズ(放デイ)」という)

サービス:放課後等デイサービス(定員 10 名)
所在地:長野市川中島町原 771 番地 4

(5)インフィニティジョブズ【B型】(以下、「ジョブズ(B型)」という)

サービス:就労継続支援B型(定員 10 名)
所在地:長野市川中島町原 771 番地 4

3 処分内容等

(1)処分の内容

- ・指定の取消し<児童福祉法第 21 条の5の 24 第1項第5号、6号及び7号>
【インフィニティ】【学習塾】【スクール】【ジョブズ(放デイ)】
- ・指定の全部効力停止(3月)<障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第1項第7号及び9号>
【ジョブズ(B型)】

(2) 処分年月日

令和8年9月 25 日

(3) 指定取消しの効力発生日及び指定の全部効力停止期間

指定取消しの効力発生日: 令和8年 12 月1日

指定の全部効力停止期間: 令和8年 11 月1日～令和9年1月 31 日

(4) 処分の理由

(ア) 事業所の区別がない一体支援(運営基準違反)

児童は利用する事業所において当該事業所の職員から支援を受けなければならないが、事業所の区別なく児童が利用し、事業所の区別なく一体で職員が支援をしていた。

(イ) 人員欠如減算未算定(不正請求)

サービス提供時間帯を通じて児童指導員又は保育士を2名以上配置しなければならないが、必要な人員が不足している日が複数日あり、人員欠如減算(基本報酬 30～50%カット)を算定しなければならなかったが、算定していなかった。

(ウ) 架空請求(不正請求)

サービス提供記録等を改ざんし、児童が実際に利用していない日にサービスの利用があったものとして請求をしていた。

(エ) 不正の手段による指定

新規指定申請の際、実際に勤務予定がない職員の名義を使用して届出を行い、不正に指定を受けた。

(オ) 虚偽報告

勤務先の事業所とは異なる又は勤務実態がない職員が含まれた資料(シフト表、出勤簿)を監査時に提出した。

所在地	事業所名	運営基準違反	不正請求		(エ) 不正の手段による指定	(オ) 虚偽報告
		(ア) 事業所の区別がない一体支援	(イ) 人員欠如減算未算定	(ウ) 架空請求		
青木島	(1) インフィニティ	○	○	○		○
	(2) 学習塾	○	○			○
	(3) スクール	○	○			○
川中島	(4) ジョブズ(放デイ)	○	○			○
	(5) ジョブズ(B型)				○	○